

6. 車両通学規定

この規定は、本学における学生の車両（原動機付自転車を含む）通学のための許可基準および申請手続きについて定めるものである。なお、通学とは、学院への通学をさし、実習施設への通学は含まない。

（申請資格）

第1条 車両通学の申請ができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 車両の使用者名義が本人または家族名義である者
- (2) 車両が自賠責保険及び任意保険の対象となっている者（自賠責保険は車両が補償対象となっていること。任意保険は車両と学生が対象となっていること）
- (3) 保証人（親権者）の同意を得ている者

（車両通学許可期間）

第2条 申請により車両通学ができる期間は、通学許可証配布日から、卒業までとする。

（申請書類）

第3条 車両通学を希望する者は、次の書類を提出し、(2)の内容について確認を受けなければならない。

- (1) 車両通学許可申請書、誓約書
- (2) 免許証、任意保険証券の写し、駐車場を契約した場合は駐車場契約証明書

（申請手続き）

第4条 申請手続きの窓口は事務室とし、9:00～16:30の時間内に受け付ける。

（許可）

第5条 申請書類に基づき審査を行い、車両通学を許可する。許可された者には、車両通学許可証を配布する。

（遵守義務）

第6条 車両通学を許可された者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可証は、所定の手続きを行った者に対して配布するものであるため、他人に貸与または譲渡してはならない。
- (2) 許可証を紛失または破損した時は、直ちに事務室に届け出る。
- (3) 車両を変更する場合は、新たに手続きをしなければならない。
- (4) 車両は、契約駐車場及びコインパーキング以外に駐車してはならない。駐車中の車両管理は、各自の責任において行う。無断駐車は認めない。
- (5) 学内駐車は認めない。ただし、事前に許可を得た場合に限り、一時的に学内駐車を許可することがある。
- (6) 車両通学を許可された者は、交通法規を遵守しなければならない。
- (7) 事故が起きた場合は、必ず学院に報告しなければならない。
- (8)

(車両通学における責任)

第7条 車両通学に関わる全ての責任は、学生本人並びに保証人(親権者)が負うものとし、本学院では、

事故、破損、盗難を含めた一切の責任を負わないものとする。

(許可取り消し)

第8条 次の事項に該当した場合、車両通学許可を取り消すことがある。

(1) 本規定に違反した者

(2) 免許停止もしくは免許取り消しの行政処分を受けた者

(改廃)

第9条 規程の改廃は、管理会議を経て行うものとする。

附則 この規程は2021年4月1日から施行する。

この規程は2025年4月1日から施行する。